

## セカンドオピニオンに関する指針

医療法人 三井会 神代病院

### 1. 趣旨

医療においては患者と医療従事者とが共同して疾病を克服することが大切とされる。全人的・科学的・総合的医療の提供を基本理念とする医療法人三井会 神代病院（以下、「当院」という。）において、セカンドオピニオン相談（以下、「セカンドオピニオン」という。）を実施することはこの共同作業を実践するための重要な手段の一つとして位置付けられる。この指針は当院がセカンドオピニオンを適切に行うための基準を定める。

### 2. 目的

この指針はセカンドオピニオンを提供することにより、当院以外の主治医にかかっている患者を対象に、診断内容や治療法に関する当院での意見や判断を提供し、その意見や判断を患者が自身の治療の参考とすることを目的とする。あくまでも現在の診断・治療に関しての意見を提供することが本来の目的であり、治療行為や他医療機関への紹介を行うものではない。

### 3. セカンドオピニオンの対象者

セカンドオピニオンの対象者は原則として、当院以外の医療機関で診療を受けている患者に対して行うものとする。但し、やむを得ない事由により患者本人が意見や判断を聞くことが出来ない場合は、同意書を持参する家族に限り対象者と同等の取り扱いをする。

### 4. セカンドオピニオンでの相談の内容

セカンドオピニオンでの相談は、患者が現在当院以外の医療機関で診療を受けている疾患に関する診断や治療方法に関する内容とする。また、以下に挙げる内容に関する相談は受け付けないものとする。

- (1) 医療訴訟に関する事項
- (2) 医療費の内容及び医療給付に関する事項
- (3) 主治医や医療機関に対する不満
- (4) 治療（手術）後の経過の良し悪しについての判断
- (5) 当院の専門外の内容
- (6) 死亡した方を対象とした内容

### 5. 実施に関する手続き

- (1) 主治医への相談

セカンドオピニオン相談者（以下、「相談者」という。）はセカンドオピニオンを希望する場合は、主治医へその旨を説明し、主治医が記載した紹介状（診療情報提供書）を用意しておかなければならない。

## (2) 申し込み・予約

① セカンドオピニオンは全て予約制とし、当日の受診は受け付けないものとする。

当院におけるセカンドオピニオン相談窓口(以下、「相談窓口」という。)は地域医療連携室とし、相談者よりセカンドオピニオンの依頼があった場合は、相談者に申込理由を確認し、申込理由が4に規定する内容に該当する場合は、申込を拒否することができる。

② 相談者はセカンドオピニオンを希望する場合は、事前に当院が定める相談申込書を当院へ提出しなければならない。また、相談申込書提出時、主治医が記載した診療情報提供書及びX線データ・血液検査データ等の検査データを合わせて提出すること。なお、相談申込書が提出されていない場合は、相談を受け付けないものとする。

## (3) 日程の調整

相談窓口の担当者は、相談申込書受付後、相談担当医師と日程調整を行う。

## (4) 日程の連絡

相談窓口の担当者は日程が決定次第、相談者へ日程の連絡を遅延なく行う。

## (5) セカンドオピニオンの実施

セカンドオピニオンの相談は1時間を限度として行う。

## (6) 主治医への報告

相談担当医師は、主治医に対し、相談内容等を記載した診療情報提供書により、遅延なく報告を行う。

## 6. セカンドオピニオンに必要な費用の徴収

当院におけるセカンドオピニオンにかかる費用は以下の通りとする。

(30分以内) 11,000円(税込)      (31分から60分まで) 16,500円(税込)

## 7. その他

この指針を用いてセカンドオピニオンを実施するに当たり、運用上の種々の問題点等が生じると考えられるため、定期的にこの指針の検討を行い、必要ある時は適宜この指針の見直しを行うものとする。

## 8. 附則

この指針は、平成21年1月4日より施行する。

(令和7年4月1日 改正)「費用の徴収金額」